

第 66 号議案

豊後大野市小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例の制定について

豊後大野市小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市小規模給水施設普及支援事業の実施に伴い、受益者から分担金を徴収する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、豊後大野市小規模給水施設普及支援事業（以下「事業」という。）の実施に要する費用の一部に充てるため分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金)

第2条 分担金は、この事業の実施により特に利益を受ける者として市長が認めたもの（以下「受益者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第3条 事業における給水施設ごとの分担金の総額は、当該給水施設ごとの事業費に100分の5を乗じて得た額とする。

2 各受益者から徴収する分担金の額は、前項の給水施設ごとの分担金の総額を当該給水施設の受益者の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(徴収の方法及び時期)

第4条 分担金は、事業の実施年度の末日までに一括して徴収するものとし、受益者は、市長が発行する納入通知書により指定する期限までに納入しなければならない。

(分担金の減免等)

第5条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はこれを減額し、若しくは免除することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。